

令和2年第1回定例会

令和2年2月17日 開会
2月17日 閉会

昭和病院企業団議会議録

昭和病院企業団議会

目 次

○2月17日

期 日	1
場 所	1
出席議員	1
欠席議員	1
出席説明員	1
議会職員出席者	1
議事日程	2
開会宣告	3
日程第1	会議録署名議員の指名	4
日程第2	会期の決定	4
日程第3	行政報告	4
	(1) 令和元年度公立昭和病院4～12月期取扱患者実績について	
	(2) 令和元年度昭和病院企業団病院事業会計4～12月期収支概況について	
	(3) 昭和病院企業団における職員の官製談合の関与等について	
日程第4	議案第1号 昭和病院企業団職員定数条例の一部を改正する条例	16
日程第5	議案第2号 昭和病院企業団職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例	18
日程第6	議案第3号 昭和病院企業団企業長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	19
日程第7	議案第4号 昭和病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	19
日程第8	議案第5号 昭和病院企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	21
日程第9	議案第6号 令和元年度昭和病院企業団病院事業会計補正予算（第	

	2号)	22
日程第10	議案第7号 令和2年度昭和病院企業団構成市分賦金の額の決定に ついて	24
日程第11	議案第8号 令和2年度昭和病院企業団病院事業会計予算	24
閉会宣告		34

令和2年昭和病院企業団議会第1回定例会会議録

○ 期 日 令和2年2月17日（月曜日）

○ 場 所 昭和病院企業団議会議場（公立昭和病院講堂）

○ 出席議員（14名）

1番	宮下 誠	2番	板倉 真也
3番	佐藤 徹	4番	松岡 あつし
5番	佐藤まさたか	6番	小町 明夫
7番	島崎 孝	8番	高橋 和義
9番	友野 和子	10番	鈴木 たかし
11番	大后 治雄	12番	関田 正民
13番	小峰 和美	14番	遠藤 源太郎

○ 出席説明員

企業長 兼 院長	上西 紀夫	副 院 長	照屋 正則
副 院 長	藤田 彰		
事 務 局 長			
兼事務局次長兼施設担当課長	森下 一	総務課長	野口 尚巳
人事担当課長	川田 真理子	経営企画課長兼会計担当課長	小林 忠幸
業務課長	笹野 孝	医事課長	金井 弘子
連携担当課長	手塚 達也	予防健診担当課長	永井 剛

○ 議会職員出席者

書記長	森下 一	書記次長	門上 晶子
書記	青柳 利隆		

○ 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 議案第1号 昭和病院企業団職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第2号 昭和病院企業団職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第6 議案第3号 昭和病院企業団企業長の給与等に関する条例の一部を改正する条
例
- 日程第7 議案第4号 昭和病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を
改正する条例
- 日程第8 議案第5号 昭和病院企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等
に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第6号 令和元年度昭和病院企業団病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第7号 令和2年度昭和病院企業団構成市分賦金の額の決定について
- 日程第11 議案第8号 令和2年度昭和病院企業団病院事業会計予算

午前9時33分 開会・開議

- 議長（宮下 誠） それでは、開会宣言を行います。

改めて、おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名です。

定員数に達しておりますので、ただいまから令和2年昭和病院企業団議会第1回定例会を開会いたします。



- 議長（宮下 誠） ここで、企業長より発言を求められておりますので、許可いたします。企業長。

- 企業長（上西 紀夫） おはようございます。ただいま議長からお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和2年昭和病院企業団議会第1回定例会を招集いたしましたところ、大変お忙しい中ご出席いただき、まことにありがとうございます。

さて、病院事業でございますけれども、前回の議会におきましてご報告したとおり、ことしの1月より病床数を変更して、より効率的な運用に努めております。今回の行政報告には含まれていませんけれども、年明けには患者数もふえまして、稼働率も70%前後から80%台まで回復をしている状況でございます。とはいえ、経営状況が引き続き厳しい状況であることは、変わりはありません。今後は、働き方改革や令和2年度の診療報酬改定などに対応しながら、構成市民の健康を守るために引き続き努力をしてみたいと思います。そして、より効率的な病院運営に努めていきたいと思っております。

次に、令和元年度の経営状況につきましては、入院、外来ともに診療単価は増加しているものの、特に入院では平均在院日数の短縮などによりまして、第3四半期までの延べ入院患者数が伸び悩み、収益の確保は非常に厳しい状況でございます。その一方で、いろいろな高額な薬品等の使用によりまして材料費の不足が見込まれているため、令和元年度の当初予算の補正をお願いする予定でございます。

このような状況でございますが、令和2年度当初予算につきましては、病床病棟再編の効果や、より一層の経営努力を見込み、前年度予算と比較して病床数は減らしたものの、患者数は同数を見込み、診療単価は入院、外来ともに増加させた内容で編成をしております。なお、今般、世界的な関心事になっております中国武漢に端を発し、横浜市や各市のところで問題になっております新型コロナウイルス感染症につきましては、後ほど行政報告の中でお話をさせていただきますけれども、当院は第二種感染症指定医療機関として、さまざまな受け入れ対応をしているところでございます。

以上でございます。

- 議長（宮下 誠） ありがとうございます。



- 議長（宮下 誠） 続きまして、諸般の報告をいたします。

まず、監査委員から、令和元年10月分及び11月分の昭和病院企業団病院事業会計出納検査

の結果についての報告が提出されております。お手元に配付しておりますので、ご確認願います。

それでは、日程に従いまして、本日の会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（宮下 誠） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定によりまして、議長において指名いたします。本日は、2番、板倉真也議員、9番、友野和子議員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定

- 議長（宮下 誠） 続きまして、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（宮下 誠） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3 行政報告

- 議長（宮下 誠） それでは、まず、日程第3、行政報告を行います。

報告は、患者実績、収支概況、職員の官製談合の関与等についての3件について行います。質疑につきましては、3件全ての報告が終わった後、順次行いますので、よろしく願いいたします。

まず、行政報告（1）令和元年度公立昭和病院4～12月期取扱患者実績についての報告をお願いいたします。医事課長。

- 医事課長（金井 弘子） それでは、患者実績につきましてご報告いたします。

行政報告（1）令和元年度公立昭和病院4月～12月期取扱患者実績をごらんください。

上段の表の業務の実績でございますが、区分欄入院、外来ともに一番上の行が1日当たりの平均患者数を示しておりますので、この数を中心に患者実績の説明をさせていただきます。

まず、区分欄入院のA欄の予算405人に対しまして、B欄の実績は363.7人、C欄の予算に対する実績の差引で41.3人の減となっております。F欄の12月までの予算延べ患者数に対する実績延べ患者数の過不足は1万1,358人の減となり、G欄の予算に対する達成率は89.8%となっております。また、区分欄入院のうち、感染症ですが、今期につきましても、指定病床6床に対する収容実績はありませんでした。

次に、外来では、A欄予算1,035人に対しまして、欄外の（注）①のとおり、太枠内はゴールデンウィーク中の開院日3日間の診療実績及び日数を含めたため、B欄実績1,021.4人、C欄予算に対する実績の差引で13.6人の減となっております。一方で、F欄の予算延べ患者数

に対する実績延べ患者数の過不足の比較では597人の実績増となり、予算達成率は100.3%となっております。

次の（参考）の外来は、土日等の休日を除いた患者数を参考までに再掲いたしております。

続きまして、下段の表になります。（参考）として、人間ドック受診者数につきまして、各区分欄の上段の数でご報告いたします。1日ドック、脳ドックともに、1回当たりの平均受診者数でございますが、A欄、B欄、F欄、G欄を中心にご説明をさせていただきます。

1日ドックは、予算18人に対しまして実績15.7人、F欄の過不足は378人の減となり、88.5%の予算達成率となっております。脳ドックは、予算2.5人に対しまして実績1.4人、F欄の過不足は41人の減となり、54.4%の予算達成率となっております。半日ドックは、一月当たりの受診者数でございます。予算29.3人に対しまして実績39.4人、F欄の過不足は91人の増となり、134.5%の予算達成率となっております。

資料1枚おめくりいただきまして、令和元年度年末年始救急患者来院状況が参考資料としてございます。後ほどごらんいただければと存じます。

患者実績につきましては、以上でございます。

続きまして、中国武漢に端を発し、日本でも停泊を余儀なくされているクルーズ船からの感染者が多数報告されている新型コロナウイルス感染症（COVID-19）についてご報告いたします。

日本では異例のスピードで指定感染症となり、厚生労働省を中心に各自治体においても発生や拡大に備え、対策を進めているところですが、当院は第二種感染症指定医療機関として、東京都及び多摩小平保健所と連携し、対応に当たっております。まず東京都の対応につきまして、机上配付の資料をもとにご説明いたします。

感染症を疑う定義、疑似症の定義に当てはまった患者さんは、原則として帰国者・接触者電話相談センターである地域の保健所にご相談いただき、帰国者・接触者外来を開設している医療機関にご紹介いただく流れとなっております。なお、帰国者・接触者外来の設置医療機関の情報は非公表となっております。

ここで、当院における新型コロナウイルス感染症の感染対策につきまして、現状のご報告をいたします。

1点目は、一般来院患者向けの水際対策として、院内入り口に注意喚起のポスターを掲示し、特に初診患者さんにつきましては、1カ月以内の渡航歴の確認及び発熱、せきなどの症状の有無などについての問診を行っております。

2点目は、新型コロナウイルス感染症の疑似症患者も含めた診療体制でございます。当院では、感染拡大を防ぐため、感染管理部門が平日、休日・夜間に区分した保健所からの依頼や直接来院などの来院パターンを想定した患者さんの診療フローを作成し、対応することにしております。帰国者・接触者外来については、一般受診者と完全に診察室を含め、動線を分けております。

3点目は、職員間での情報共有でございます。感染管理部門が情報の発信元となり、院内電子カルテシステム掲示板等に新型コロナウイルス感染症に関する最新の情報を速やかに掲

示、内容の更新を行い、全職員で情報共有をしております。

現時点の当院への新型コロナウイルス感染症の疑似症患者も含めた診療実績につきましては、プライバシーへの配慮や風評による弊害等も考慮し、回答を差し控えさせていただきたいと思っております。

なお、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、刻々と変化する状況も踏まえ、東京都及び多摩小平保健所とさらなる連携を強化し、迅速に対応するよう努めてまいります。

以上でございます。

○ 議長（宮下 誠） ありがとうございました。

続きまして、行政報告（２）令和元年度昭和病院企業団病院事業会計４～１２月期収支概況についての報告をお願いいたします。会計担当課長。

○ 会計担当課長（小林 忠幸） それでは、収支概況についてご報告をさせていただきます。

行政報告（２）令和元年度昭和病院企業団病院事業会計４月～１２月期収支概況をごらんください。今回は日程の関係上、１２月分の例月出納検査が済んでおりませんが、四半期の区切りといたしまして、１２月分までの実績を予算額との比較でご報告いたします。

初めに、上段の収益的収支（予算第３条）の表をごらんください。

まず上段の収益的収入の合計になりますが、こちらの（Ｂ）欄の執行額計は１４０億４７６万２、０００円となり、下半分の収益的支出の合計の（Ｂ）欄執行額計は１２７億５、６０３万１、０００円となりまして、１２月までの執行額計の収支差引では、１２億４、８７３万１、０００円の収入増となっております。

現時点で収入増となっている理由ですが、（Ｃ）欄の執行率の下段の収益的支出の中で、２行目の給与費が６９．９％の執行率、２行下の経費が６６．５％の執行率でありまして、また、減価償却費他では、減価償却費が年度末に執行いたしますので、現時点では研究研修費のみの執行に限られていることなどから、費用の執行額が低く抑えられ、収支差１２億円余りの収入増となっております。

しかしながら、（Ｄ）欄の予算に対する過不足額の入院収益をごらんください。８億５、５３８万９、０００円が不足している状況になっておりますが、こちらの詳細につきましては、右側の備考欄をごらんいただきたいと思います。実績は１２月までの累計になっておりますが、入院につきましては、予算比で１人１日当たりの診療単価が平均で５１０円の増となっておりますが、１日平均の患者数は４１．３人の減となっております、予算額に未達成の状況になっております。

表にお戻りいただきまして、２行目の外来収益では、（Ｄ）欄の予算に対する過不足額２億９６４万６、０００円と、こちらは増収となっております。

次に、下段の表、資本的収支（予算第４条）の表をごらんいただきたいと思います。

収益的収入になりますが、（Ｂ）欄執行額計は６３万円となり、右のほうの（Ｄ）欄の予算額に対する過不足額では、１、４２２万４、０００円の不足となっております。この不足は補助金になりまして、今後、年度末にかけて収入するものがありますので、現時点では収入が低くなっております。

次に、資本的支出ですが、（B）欄執行額計は3億8,992万1,000円となり、右のほうの（D）欄の予算額に対する過不足額では1億8,554万1,000円の執行残となっております。これは、3月に予定されております企業債の元金の償還金のほか、医療器械等固定資産購入費を含む建設改良費で未執行があり、現時点では残となっているものでございます。

続きまして、用紙の裏面を参照いただきたいと思います。＜参考資料＞前年度比較表をごらんください。

収益的収支（予算第3条）につきまして、収入、支出を前年度と比較しております。表の右側半分は12月までの執行額の計になりますが、合計欄の一番右側の列、対前年度比較をごらんください。

まず上段の収益的収入の合計では102.4%と、2.4%の増となっております。その内訳でございますが、医業収益につきましては、入院収益、外来収益、その他医業収益の全てで増加をしております。

続いて、下の段、収益的支出の合計では102.3%と、2.3%の増となっております。増加の要因でございますが、医業費用の材料費、経費が大きく増加しております。材料費では、特に薬品費でございますが、経費では、光熱費や委託料の増加により増加をしております。

12月までの時点での収支差引では、対前年度で3,000万円ほど好転している状況でございます。しかしながら、年度末の執行予定の減価償却費及び退職給付費が前年度より増加が見込まれておりますため、今年度の収支状況も引き続き厳しい状況であります。

収支概況につきましては、ご報告は以上でございますが、続きまして、行政報告（2）の2、令和元年度重要な資産の取得に係る契約に関する報告をごらんください。

本件は、本年度予算で重要な資産の取得として議決をいただいております予定価格2,000万円以上の器械備品であります移動型デジタルイメージングシステムにつきまして、10月に購入契約を締結しておりますので、報告するものでございます。

契約件名は「フラットディテクター型デジタルイメージングシステムの買入れ」で、契約決定業者は株式会社エムシーでございます。

契約金額は、消費税込みで4,763万円で、契約期間は令和2年3月31日までの整備予定としておりましたが、11月に整備が完了し、現在、中央手術室で稼働をしております。

契約手続は、公募型プロポーザル方式によりまして、事業者選定委員会において優先交渉業者の順位を決定し、交渉後に随意契約をしております。

なお、資料の下に参考といたしまして、機器の説明を記載しておりますので、後ほどご参照ください。

収支概況及び重要な資産の取得につきましてのご報告は以上でございます。

○ 議長（宮下 誠） ありがとうございます。

続きまして、行政報告（3）昭和病院企業団における職員の官製談合の関与等についての報告をお願いいたします。事務局長。

○ 事務局長（森下 一） それでは、行政報告（3）昭和病院企業団における職員の官製談合の関与等について説明いたします。

まず、1、その後の経過について説明いたします。2枚目の別紙、職員の官製談合の関与等について（経過その6）をごらんください。

令和元年11月25日、令和元年昭和病院企業団議会第2回定例会を招集いたしまして、その後の経過説明をしたのはご案内のとおりでございます。同日には、武蔵野簡易裁判所から、大協設備株式会社代理人申し立てによる賠償金請求に対する債務不存在確認等調停事件として調停期日呼出状等を受領いたしました。

同じく12月20日10時から、この内容で武蔵野簡易裁判所から第1回債務不存在確認等調停事件調停期日呼び出しでございまして、調停内容としましては、①としまして、賠償金請求に対して債務不存在確認等、2つ目としまして、本件にかかわることですけれども、一方的な契約解除には疑問があるということ、さらに賠償金の額を支払うのであれば減額を希望するとのことでした。

令和2年1月21日、第2回昭和病院企業団職員コンプライアンス推進委員会を開催いたしまして、コンプライアンスの基本方針案等につきまして検討を行いました。

同1月24日（金曜日）になりますけれども、東京地方検察庁立川支部検事から病院職員の証人出廷の確認の電話がございました。1つとしましては、証人の予定は従来から変更はないということ、2つ目としまして、出廷予定につきましては、さらに予定よりずれ込み、5月のゴールデンウィーク以降の見込みで、1カ月間で集中して審議をしたいということでした。

同じく1月28日、第5回昭和病院企業団における職員の官製談合の関与等に係る調査委員会が開催されまして、東村山市の荒井副市長が任期満了により退任され、野崎副市長が就任いたしましたので、調査委員会の副委員長が交代されたこと、その後の経過について及び昭和62年の汚職事件の改善策等について話し合いがなされました。

今後になります。本日でございますけれども、本日の定例会でその後の経過報告を行うという内容、また、2月21日には第2回債務不存在確認等調停事件の期日呼び出しがございません。

経過につきましては以上でございます。

次に、1枚お戻りいただきまして、2の第5回調査委員会についてでございます。先ほど経過のところでも申し上げましたとおり、委員の交代、その後の経過等について説明が行われました。

なお、新委員の名簿は、別紙2で網かけの部分が今回の委員の交代でございます。

その他はございません。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○ 議長（宮下 誠） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、ただいまから質疑を行います。質疑は報告事項ごとに行います。

最初に、行政報告（1）令和元年度公立昭和病院4～12月期取扱患者実績についての質疑をお受けいたします。質疑ございますでしょうか。2番、板倉議員。

○ 2番（板倉 真也） ありがとうございます。脳ドックが大幅に落ち込んでいるわけ

であります。その原因をどのように把握されているかというのを伺いたいんですね。脳ドックを見ますと、1回4万6,000円、ただし構成市内居住者は1回2万4,500円、構成市外居住者は1回3万5,000円、これは半日ドックですけども、というようなのも例規集などには載っております。それで、金額が影響しているのか、あるいは近隣の他の民間病院などでも行っているのか、そちらに患者さんとか受診者が流れたというふうに見ていいのか。あるいは、ほかにもいろんな理由があるのかについてですね。ちょっと落ち込みがひどいものですから、どのように考えていらっしゃるのか伺いたいということでもあります。

○ 議長（宮下 誠） 予防健診担当課長。

○ 予防健診担当課長（永井 剛） 板倉議員のご質問にお答えいたします。

脳ドックに関しましては、受診される方が、ご指摘のとおり年々減少傾向にあることは認識しております。課題として捉えているところですけども、脳ドックは通常の間ドックとは異なりまして、リピートするよりも何年かに一度受診されたいといったニーズがあることが見受けられまして、脳ドックを受診された方は、通常の間ドックにオプション検査である頭部のMRI・MRA検査を受けるなど、ご自身のスタイルに合わせてお申し込みをシフトされることが近年、動向として見受けられています。こういったことから、新規に受診していただく方を確保していくことが必要だと考えまして、こちらに関しましては構成市などに要請しまして、チラシの配架など広報、渉外活動に力を入れておりまして、ご協力をいただいております。

金額的なところも、脳ドックに関しましては脳の検査、近隣のライバル健診施設などにおかれましては、一般的には基本の健診にプラスして、MRI・MRAの検査などをつけるというところが一般的でございますけれども、当院の場合はMRI・MRA検査のほかにも神経学的診察ですとか脳波の検査、あと頸部の超音波ですとか頸椎のレントゲンなど、そのほかプラスアルファで脳検査のほうを重点的に検査しているところがございます。こちらは金額的に高いと一概に言えるようなものではなく、検査項目を一つ一つ計算しますと、適正な金額で行っていると言えます。この辺は、PRが今後非常に重要なのかと考えており、来年度につきましては、渉外活動を含め検査内容の周知のほうにも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○ 議長（宮下 誠） 板倉議員。

○ 2番（板倉 真也） ありがとうございます。確認の意味で伺いたいんですけども、公立昭和病院の間ドックの健診料、先ほど例規集から読み上げましたけれども、近隣の他の民間病院と比べて金額的にはそう大差はないというか、ある意味では中身、それはすぐれているという理解でもってよろしいのかどうかですね。確認の意味でもう一度伺いたいのと、議長、申しわけないです。1つ質問し忘れまして、新型コロナウイルス、これもここだったですよ。

○ 議長（宮下 誠） ここです。

○ 2番（板倉 真也） 公立昭和病院は、感染症に対応する第二種感染症指定医療機関、

10病院の106床に入っているという先ほど説明だったと思うんですが、受け入れの感染症の病床は6床ということでよろしいでしょうか。確認のため伺っておきます。

- 議長（宮下 誠） 予防健診担当課長。
- 予防健診担当課長（永井 剛） 当院の人間ドックですけれども、金額的には議員もご存じのとおり構成市の住民の割引の制度なども行っておりまして、こういった事業を含め、昨年実施したプロジェクトなどでいろいろ検証いたしましたところ、おおむね平均的な金額でございました。あと、当院の人間ドックですけれども、オプション検査などをがん検診を中心に取り入れ、アンケート調査なども行いましてニーズを捉えて、来年度は新たなオプション検査も追加していきたいというふうに研究をしております。繰り返しになりますけれども、対外的な周知などを行いながら受診者をふやしていきたいと考えております。

以上でございます。

- 議長（宮下 誠） 企業長。
- 企業長（上西 紀夫） 当院の脳ドックが少し高いのは事実です。なぜかという、先ほど説明したようにいろんな脳の中だけではなく、脳疾患にかかわる神経の問題とか、血管の問題とか、非常に細かく診ている。ですから、本当を言うと脳血管ドックなんです。ただ、脳血管ドックと言えないんです。これ、法律で決まっているらしくて、同じ脳ドックや血管ドックといっても表示ができないということなので、非常に我々としては困っているんですけど、質的にはものすごくいい検査をしておりますので、そういうことを、内容を、先ほど課長が言ったように、より細かく宣伝をしていくつもりです。質的に内容的には全くほかの一般的なものよりすぐれた内容でありますので、ぜひ先生方も皆さん方にお知らせさせていただくと大変ありがたいと思います。よろしく願いいたします。

- 議長（宮下 誠） 事務局長。
- 事務局長（森下 一） 一番最後の質問でございます。感染症指定医療機関の二種の指定医療機関、私ども、本日配付しました補助資料の左下の第二種感染症医療機関、この1病院の6床でございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

- 議長（宮下 誠） ほかに質疑ございますか。3番、佐藤議員。
- 3番（佐藤 徹） それでは、ご質問させていただきます。

新型コロナウイルスの感染症の、多摩小平保健所と連動してということで、例えば今は受け入れをされていないと思うんですが、訓練といいますか、マニュアルがあると思うんですけども、誰がこれをされるのかとか、看護師の方も含めて感染症の対策ということになるので、そういうメンバーは出勤シフトもあるでしょうから、どういう体制で、本当に来た場合にどういう対応をされるのかというシミュレーションといいますか、訓練を具体的にされているのかどうか。ここをちょっと確認させていただきたいと思います。

それから、もし仮に入院が発生した場合には、これは公立昭和病院としては公表、公開をされるのかどうか。状況をどういう形でオープンにされるのかどうかという、この2点をちょっとお伺いいたします。

○ 議 長（宮下 誠） 企業長。

○ 企業長（上西 紀夫） まず、当然シミュレーション、訓練はしております。基本的には感染症科の担当医が対応する。それに対して、もちろん看護師も対応します。それから、どういう格好でどういう対応をするかということも全部きちっと決めて、マニュアル化してあります。そういう患者さんがもし救急で来たときはどうするかということも全部マニュアル化して伝えてありますので、基本的にそういう対応をしたいと思います。

それから、今後のことですが、きょう政府のほうからどういうふうにすべきかという発表があります。基本的にはそれを待ちたいと思いますが、現時点としては幾つかの病床をそういう患者さんが来たときの対応として予定はしております。ですけど、今後どういう対応をするかというのが決まりませんと何とも対応できませんが、基本的には幾つかの病棟をシミュレーションも含めて対応するベッドは、一応用意はしてあります。

以上です。よろしいですか。

公表に関しては、これは国の方針とかいろいろありますし、プライバシーの問題がありますので、基本的にはちょっと難しいかと思います。これは状況によってまた判断させていただきたいと思います。というのは、その方がもしプラスだったとき、どういうルートで来たかとか、そういうのをどういうふうに発信するか。これは決まっていらないですね。都道府県でみんなばらばらですので、これはやっぱりまずいと思いますので、その辺も多分国のほうから方針が出ると思いますので、それに従っていきたくて考えております。

以上です。

○ 議 長（宮下 誠） 佐藤議員。

○ 3 番（佐藤 徹） それでは、いつ来られるかわからないと思いますので、どうしても病院は平日シフトで、平日は人が厚い。これは医師も職員も看護師も全部含めて。土日、あるいは夜間も同じ対応ができるのかどうか。平日まではいかななくても、それも対応できるという、そういう理解でよろしいですか。

○ 議 長（宮下 誠） 企業長。

○ 企業長（上西 紀夫） もちろんそういう体制でやっていますので、普通の救急患者対応をしますが、そういう特殊なときにはきちっと感染症科のドクターと相談をして、どういうふうにするかということは決めて、その場合はうちの感染症科の担当医、そして保健所と相談をしながら、夜間であっても対応するということをご理解いただきたいと思います。

○ 議 長（宮下 誠） ほかにございますか。14番、遠藤議員。

○ 14 番（遠藤源太郎） 新型コロナウイルスのことでお聞きをしたいんですけども、きょう政府からどういう対応というようなことが公表されるということなんですけれども、一番問題は、一般市民の方が、初期症状がどういうときに新型肺炎になっているのかとか、どんな症状かという。ここにも書いてあります。書いてありますけれども、大多数の人というのはなかなかわからないんじゃないかと思うんですね。ですから、保健所との連携、あるいは各市との連携によって新たな段階に今、入りつつあると。感染者がどこからうつったかわからないというような、こういうふうな状況に今なりつつあるというふうに公表されてお

りますけれども、一般市民としてかなり症状が重くなったから病院にというような、こういうことがあるかと思うんですよ。でも、軽いときはどうするとか、きょう発表になるんでしょうけれども、その辺が市民として一番不安なことじゃないかなというふうに思うんですけれども、昭和病院といたしまして、これに対してどんな情報公開というか、PRというか、症状について各市との連携、保健所との連携で市民の皆さんにお知らせしていくというような、こういったことについての見解をお話しいただきたいと思うんですが。

○ 議 長（宮下 誠） 企業長。

○ 企 業 長（上西 紀夫） 皆さん方がご心配するのはよくわかるんですが、基本的には国の方針に従わざるを得なくて、私どもが別の規則でお話することはできないと思います。逆に比較的元気な方が病院に来られると、むしろ入院とか本当の病気で、本当というのは失礼ですけど、いろんな別の病気で来られる人に万が一のことがあると、それはまた大きな問題になりますので、多分その辺は国のほうも考えていただいて、そういう方針が出ると思いますので、ご心配はよくわかりますけど、当院としては先ほど申し上げたようにきちっと対応しています。疑いの濃い人はきちっと別ルートで診察をして、必要があれば別の病棟できちっと対応するということはお伝えしますが、細かい症状がどうのこうのというのは、これは国の方針を待つしかないので、病院としてはそういう対応をきちっとしていますよということはお伝えしたいと思います。

以上です。

○ 14 番（遠藤源太郎） わかりました。

○ 議 長（宮下 誠） いいですか。

○ 14 番（遠藤源太郎） いいです。

○ 議 長（宮下 誠） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議 長（宮下 誠） 特になければ、質疑なしと認めます。

次に、行政報告（2）令和元年度昭和病院企業団病院事業会計4～12月期収支概況についての質疑をお受けいたします。質疑ございますか。7番、島崎議員。

○ 7 番（島崎 孝） 東久留米の島崎です。

こちらの予算の資料、行政報告（2）の裏面なんかで12月までの執行額というところがあるので、例えば今回、材料費が108%で薬品費の増だというようなことのご説明をいただいたんですけれども、経営的な観点から見たときに、実は収支のそれぞれの全体の予算の中の構成比の資料が、パーセンテージがあれば、より理解しやすいかと思うんですけれども、要するに執行額が例えば29億になっているんですけど、全体の収益的支出の中で124億のうちの約4分の1ぐらいになるわけなんですけど、25%とかという形で横に1列つけていただくと、前年構成比だけではなくて、全体の構成の中での比重もわかりやすくなるんですけれども、そういった資料、本来質問じゃなくて要望なんですけれども、つけていただくことは検討いただけますでしょうかという質問をいたします。

○ 議 長（宮下 誠） 会計担当課長。

○ 会計担当課長（小林 忠幸） 前年度比較表の資料として構成比のパーセントをつけたらどうかということですね。そうですね。紙面の関係もありますので、次回対応できるかどうか検討させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（宮下 誠） 島崎議員。

○ 7番（島崎 孝） ありがとうございます。これは、今後の予算のほうでも経営資源がどこに大きく投入されるかどうかということがわかりやすくなるかと思いますので、今後適切なタイミングで適宜対応していただけたらと思います。お願いいたします。

○ 議長（宮下 誠） ほかにございますでしょうか。2番、板倉議員。

○ 2番（板倉 真也） 行政報告（2）の2のほうの資産の取得に係る契約に関する報告で伺いたいんですが、公募型プロポーザル方式による選定となっています。過去に答弁があったのかもしれませんが。ちょっと私はうっかりしているんですけども、プロポーザルに参加した業者数を伺いたいのと、評価項目の満点は何点になって、今回契約をされた業者は何点だったのかという点ですね。

それと、議長にご相談なんですけど、実は資料要求をしようと思っていたんですよ。例えば契約業者については実名が出ているからわかりますけども、それ以外、A、B、C、Dとかあって、何点、何点とあって、だから、この業者になったんですよという。ところが、議案の資料要求については受け付けるけれども、行政報告についてはなっていないんですよ。私、資料要求しようと思って見たら、議案番号と書いてあって、行政報告は該当しないんだなと思ってね。今後、行政報告についてもちょっとどこかで検討できればと思っていて、それは後ほど議長のほうで議論する場を与えていただければと思いますので、お願いしたいと思っていますが、質問については先ほどの部分であります。

○ 議長（宮下 誠） では、質問についてお願いします。公募型プロポーザルの。総務課長。

○ 総務課長（野口 尚巳） 総務課長が契約担当課長も兼ねておりますので、よろしく願いいたします。

今回、プロポーザルで募集のあった業者は3社でございます。すみません。評価の結果については今、手元に持ち合わせておりませんので、議長、後ほどお許しいただければ、ご報告さし上げたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

○ 議長（宮下 誠） 後ほど。じゃ、ちょっと適切なタイミングで。

○ 総務課長（野口 尚巳） はい。よろしく願いいたします。

○ 議長（宮下 誠） あと、議長に対する要望のところは後でちょっと調整したいと思います。そのほかありますでしょうか。3番、佐藤議員。

○ 3番（佐藤 徹） 4月から12月の収支の概況が出たんですが、3月までも含めていろいろなお支払いもこれからたくさんあるということで伺いました。トレンドとしては、この収支の12億4,873万1,000円という数字がどのぐらいの着地で収支的には見込まれているのか、お答えいただきたいと思います。

○ 議長（宮下 誠） 会計担当課長。

○ 会計担当課長（小林 忠幸） 本年度の収支状況はどうか、最終的にはということのご質問だと思いますが、現時点で12億プラスになっているという理由、一番大きな要因は、説明を漏らしておりましたが、年度の、構成市の分賦金15億円が既に満額、12月の段階で入れているというところが実は大きなところになっております。そして、先ほど前年度の比較のところでお話しさせていただきましたけれども、12月までの累計で約3,000万円ほど昨年度よりも収支的には好転している状況になっております。さらに年明け以降、特に入院、外来ともに患者数は増加しております、上半期の挽回を期待しているというところでございますが、先ほど申し上げました年度末執行の減価償却費や退職給付費がそれぞれ前年度に比較しまして1億円以上ふえるという状況がございまして、引き続き厳しい状況ということで、現時点の見込み、なかなか難しいところなんですけれども、前年度並みのマイナス1億強からマイナス2億ぐらいの赤字になる見込みが強いかなというふうに現時点では考えております。

以上でございます。

○ 議長（宮下 誠） いいですか。ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（宮下 誠） 特になければ、質疑なしと認めます。

続いていきますね。そして次に、行政報告（3）昭和病院企業団における職員の官製談合の関与等についての質疑をお受けいたします。質疑ございますか。4番、松岡議員。

○ 4番（松岡あつし） 4番、松岡です。

2点質問させていただきますが、経過その6のページのところですけれども、12月20日の②の一方的な契約解除の疑問、賠償金の額の減額希望とありますけれども、ちょっと経緯の内容と相手方の主張というんですかね、この内容をもう少し具体的に教えていただきたいと思ひまして、ご質問をさせていただきました。賠償金の額の減額希望とありますけれども、どのくらいをお話しされているのかについて、もしわかれば教えていただきたいと思ひます。

それから、1月24日で令和2年5月以降の見込みで予定より延期とありますけれども、こういう裁判の延期というのはよくあることなのかなと思ひますけれども、今回の延期の理由は何かありますでしょうか。

以上です。

○ 議長（宮下 誠） 事務局長。

○ 事務局長（森下 一） 行政報告（3）の一方的な解除に疑問があるということで、相手方の業者についてどういったことかということと、希望の額はどれくらいかということのご質問をいただきました。まず、今回私ども、本件事件の相手方であります大協設備株式会社に契約解除の手続をとりました。あわせて損害賠償の請求をしたというのが今の経過でございます。一方的な解除と申しますのは、契約約款に基づきまして、私ども、引用条文の訂正がございましたけれども、契約約款に基づく解除を行って、なおかつ、それに基づく損害賠償ということなんですけれども、相手方の代理人弁護士によりますと、そのこと自体がそれに該当していないのではないかというような疑問を呈されております。具体的な反訴の書面につき

ましては、次回の期日呼び出しには正式な文書をもってそこを回答いたしますということで、具体的内容については今現在私の手元にはございません。

それから、額の希望につきましても、応じるのであれば、減額した額では応じることができるということでの希望を調停の中で聞いておるだけで、具体的な金額というのもまだ明示をされておられません。次回の期日呼び出しで明示されることだというふうに思っております。

それから、1月24日の延期の理由でございますけれども、まだ一回も公判は開かれてございませんので、公判前の検事と弁護士、相手方弁護士、弁護人との公判前の整理が進んでいるんだと思いますけれども、直近の1月の公判前の整理では、5月のゴールデンウィーク明けというのは、検事さんのほうから私どものほうに聞いた情報でございます、最終的な日程はまた3月に打ち合わせがあるので、そこで具体的な日程が決まるということで、理由についてはまだ公判が開かれていないということとあわせて、公判前の整理が十分ついていなかったの、こういったことになったのかなというふうに思っております。

以上でございます。

- 議長（宮下 誠） 松岡議員。
- 4番（松岡あつし） 2点目のほうはわかりました。1点目のところをちょっと確認の意味も込めてなんですけども、約款の解釈のところが少し話があったのかもしれませんが、確認ですけども、これは昭和病院側としては法律の専門家に確認をした上で主張されているということでしょうかという確認と、賠償の金額の減額の希望については、主張をまだ具体的にという話もありましたけれども、現時点では応じる予定はあるのかないかについてだけ教えてください。
- 議長（宮下 誠） 事務局長。
- 事務局長（森下 一） 専門家に依頼ということで、私ども、顧問弁護士に相談しながらこの件については進めておりますので、法律論につきましては私どもの代理の顧問弁護士にお願いしたいというふうに思っております。

2点目の減額に応じるかどうか。これは私どものほうにもどうするかということがあると思いますけれども、具体的には調停の裁判官のほうがどういうふうに提示をされるかということの推移を見守っていきたいというふうに思っておりますので、現時点では以上でございます。よろしく願いいたします。
- 議長（宮下 誠） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（宮下 誠） 特になければ、質疑なしと認めます。

以上で行政報告3件に対する質疑を終了いたします。
それでは、行政報告以外の全般的な事項について、質疑ございますでしょうか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（宮下 誠） 特になければ、質疑なしと認めます。

総務課長。
- 総務課長（野口 尚巳） 先ほど板倉議員からの質問で、公募型プロポーザルの評価の点

数ということですが、1社についてはこのように報告していますので、もうわかってしまうと思うんですが、委員の合計数を、全員の数を1人委員持ち点100点としまして、900点満点を基本にしてございます。1位の業者は709点、2位の業者は590点、3位の業者は587点、以上でございます。

- 議長（宮下 誠） 今答弁がありましたので、これをもちまして行政報告を終わりたいと思います。

◇

日程第4 議案第1号 昭和病院企業団職員定数条例の一部を改正する条例

- 議長（宮下 誠） 続きまして、日程第4、議案第1号、昭和病院企業団職員定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。企業長。

- 企業長（上西 紀夫） ただいま上程されました議案第1号につきましてご説明を申し上げます。

本案は、企業長の補助職員について、本年1月1日からの病床再編による病床削減に伴いまして、常時勤務職員を減少させる一方で、従来、予算管理していたフルタイム再任用職員等を定数化し、差し引き現行801人を826人へと25人増員するものでございます。

なお、本条例の施行期日は、令和2年4月1日を予定しております。

以上が本案の概要でございますけれども、詳細につきましては事務局から説明させていただきますので、よろしくご審議、ご決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

- 議長（宮下 誠） それでは、詳細説明をお願いいたします。事務局長。

- 事務局長（森下 一） 議案第1号につきまして詳細説明を申し上げます。

まず、3枚目の議案第1号資料、改正条例新旧対照表をごらんいただきたいと思います。本案は、ただいま企業長が申し上げましたとおり、定数条例第2条第1項第1号で定める企業長の補助職員801人を826人へと25人増員し、あわせて地方公務員法の改正による臨時的任用職員の任用の厳格化等に伴い、定数条例の対象となる臨時職員に対応するために、第1条の臨時の職員の除外規定を削除するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、4枚目の議案第1号参考資料、昭和病院企業団企業長が定める職員の職種別職員定数配分（案）をごらんください。表頭の職員定数（内訳）の下が条例定数の内訳でございます。その真ん中の現行です。職員定数（内訳）のちょうど真ん中が、平成29年に定めた当時の診療体制等に対応した常時勤務職員の内訳で、合計はその一番下の行で、網かけになります801人でございます。その左の太枠内の改正案が今回定める予定の内訳で、網かけ、常時勤務職員796人、再任用職員30人、合計826人でございます。

今回の職員定数の配置につきましては、会計年度任用職員の導入を進める過程で、現在任用中のフルタイム再任用職員等については、従来から予算を通じて年度ごとに管理をしていたものを複数年度にわたる義務的な経費として条例定数で管理するようにしたものでございます。あわせて、本年1月1日から病棟再編に伴いまして看護師等の定数を削減すること、

あわせて、その他企業団として新しい診療体制や診療報酬改定等に重点的に対応できるような職員配置をするものでございます。

まず、その総数の25人の増の内訳は、常時勤務職員5人の減及び先ほど申し上げました再任用職員の定数化として30人の増でございます。

個別の内訳でございますが、表の一番左側の列の区分のくくりごとに職員定数内訳の差引欄の数及び増減説明欄で申し上げます。まず一番左側の区分、行（一）の常時勤務職員につきましては、事務系では医療事務を中心に2人の増員、福祉相談であるMSWを退院支援等による円滑な病棟運営を推進するために増員いたしておりましたが、一方で、機械技術職員を退職不補充として1人減いたします。さらに、再任用職員の定数化によりまして5人の増でございます。それが行（一）のくくりでございます。

続きまして、区分の行（二）のくくりでございますけれども、こちらは技能労務系の職種になりますが、給食調理及び看護助手等の正規の職員から再任用の定数化によりまして7人、障害者枠としまして事務助手2人をここから設定いたしました。

その次の区分、医（一）の医師等につきましては、歯科医師の定年退職を非常勤で補い、医科歯科医師の合計で増減なしでございます。

次のくくり、医（二）の医療技術部門につきましては、主に薬剤師の病棟での入院患者業務等に対応して、また急性期病院における機能別リハビリテーション充実等のため、薬剤部門及びリハビリテーション部門を中心に6人増員し、あわせて再任用職員の定数化によりまして10人の増といたしました。

最後の医療（三）の看護部門につきましては、増減説明にありますように、アの病棟再編に伴う増減で、内訳は南8階病棟26人の減、北3及び南4病棟で7人の増、本5及び本4病棟の消化器センター化で5人の増、次のイの看護体制確保に伴う増減では、アイセンター及び説明センターで3人の増、南5病棟及び救命センターで5人の増、これらを合計しまして6人の減。あわせまして、ウの再任用職員8人の定数化を行います。

今回の職員定数の改正に伴います収支の影響につきましては、病棟再編に伴いまして患者数は減少させないこと、再任用職員につきましては従来から予算管理をしていたことから、実質常時勤務職員5人の定数減が固定費の減少として収支改善等に寄与するものと考えております。

なお、令和2年度予算計上予定人員で補充等が必要な職種につきましては、既に実施しました職員採用試験または選考によりまして、おおむね必要な数は内定者を確保し、新年度に対応する予定でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○ 議 長（宮下 誠） 提案理由の説明が終わりました。

ただいまから質疑をお受けいたします。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議 長（宮下 誠） 特になければ、質疑なしと認めます。

続けていきます。これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議 長（宮下 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは、議案第1号、昭和病院企業団職員定数条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手、全員〕

- 議 長（宮下 誠） 挙手全員と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 昭和病院企業団職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を
改正する条例

- 議 長（宮下 誠） 続きまして、日程第5、議案第2号、昭和病院企業団職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。企業長。

- 企業長（上西 紀夫） ただいま上程されました議案第2号につきましてご説明を申し上げます。

今般、地方公務員法の一部改正に伴い、当企業団におきましても関係規定を整備し、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度を導入いたします。会計年度任用職員につきましては、制度導入前の任用形態や任用手続がさまざまであることを考慮すれば、このサービスの宣誓についてもそれぞれの職員にふさわしい方法で行うことが望ましいというふうにされております。そこで、本案は、そうしたことができるように、第2条に企業長が別段の定めをすることができる旨の1項を追加したものでございます。

なお、本条例の施行期日は、令和2年4月1日を予定しております。

以上が本案の内容でございます。よろしくご審議、ご決定のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

- 議 長（宮下 誠） 提案理由の説明が終わりました。

ただいまから質疑をお受けいたします。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議 長（宮下 誠） 特になければ、質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議 長（宮下 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは、議案第2号、昭和病院企業団職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手、全員〕

- 議 長（宮下 誠） 挙手全員と認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 3 号 昭和病院企業団企業長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第 4 号 昭和病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

- 議 長（宮下 誠） 続きまして、日程第 6、議案第 3 号、昭和病院企業団企業長の給与等に関する条例の一部を改正する条例及び日程第 7、議案第 4 号、昭和病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例は、関連がありますので、会議規則第 33 条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。企業長。

- 企 業 長（上西 紀夫） ただいま上程されました議案第 3 号及び議案第 4 号につきまして、一括してご説明を申し上げます。

この 2 つの議案は、いずれも 3 月期の期末手当を廃止し、その支給率を 6 月及び 12 月に加算配分し、年間の支給率は変更しないものでございます。

まず、議案第 3 号は企業長の期末手当に係るものでございます。次に、議案第 4 号は企業職員の期末手当にかかわるものでございます。

なお、本 2 条例の施行期日は、令和 2 年 4 月 1 日を予定しております。

以上が本案の概要でございますので、よろしくご審議、ご決定のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

- 議 長（宮下 誠） それでは、詳細説明をお願いいたします。事務局長。

- 事務局長（森下 一） それでは、議案第 3 号及び議案第 4 号につきまして詳細説明を申し上げます。

この 2 つの議案は、ただいま企業長が申し上げましたとおり、いずれも 3 月の期末手当を廃止し、その支給率を 6 月及び 12 月の年 2 回とし、それぞれに加算配分するものでございます。

まず、議案第 3 号についてでございます。本案は、企業長の期末手当につきまして、改正条例新旧対照表にもございますように、第 4 条第 2 項で 3 月の期末手当 100 分の 10 を廃止し、その支給率を 6 月及び 12 月に加算いたすものでございます。具体的な支給率でございますけれども、6 月が 100 分の 217.5 を 100 分の 220 に、12 月が 100 分の 222.5 を 100 分の 230 に改めるものでございます。

なお、年間の支給率の合計 100 分の 450 は、変更がございません。

次に、議案第 4 号についてでございます。本案は、企業職員の期末手当につきまして、改正条例新旧対照表にもございますように給与の基準条例第 16 条で 3 月の期末手当を廃止するものでございます。企業管理規程で定めます具体的な支給率でございますけれども、この改

正に伴いまして、各期及び年間の期末・勤勉手当の合計支給率を変えることなく、勤勉手当の支給率の配分を多くして、期末手当は6月及び12月ともに100分の130に、勤勉手当は6月及び12月ともに100分の102.5とし、期末・勤勉手当合計で6月及び12月がそれぞれ100分の232.5、年間の支給率合計は100分の465で、変更はございません。

以上が本案の概要でございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮下 誠） 提案理由の説明が終わりました。

ただいまから質疑をお受けいたします。質疑ございますか。5番、佐藤議員。

○ 5番（佐藤まさたか） 確認というか伺いたいと思うんですけど、内容についてはわかりました。なぜこの時期なのかというか、うちの市役所で多分15年ぐらい前にこれは終わっていると思うんですけども、なぜこのタイミングで出されてきたのか。逆に言うと、今までこれが続いてきたあたりのことをお教えいただけたらと思います。

○ 議長（宮下 誠） 事務局長。

○ 事務局長（森下 一） まず、この時期の改正の理由でございますけども、1点は会計年度任用職員で今度4月から期末手当が支給されるということでございます。私ども、その規定のくくりでは、職員の規定の期末手当を支給するというふうにしていますので、まず1点目は、6月と12月が会計年度に支給することになりますので、3月を廃止してということでございます。それが1点。

もう1点は、構成市の支給の状況を見てみますと、ほぼ半数がもう3月は廃止しておりますので、遅まきながら今回この時期に改正条例を提案させていただきましたという内容でございます。

以上でございます。

○ 議長（宮下 誠） いいですか。

○ 5番（佐藤まさたか） わかりました。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。2番、板倉議員。

○ 2番（板倉 真也） 議案第4号、職員のほうで伺いたいんですけども、条例の仕組みとして教えてもらいたい部分があります。例えば3号のほうの企業長については、期末手当の額ということで何分の何々と書いてありますけれども、職員については条例上の明記がないと、先ほどの説明を伺うと認識するんですけども、この条例のつくり方、要するに職員について、条例上で何カ月分支給しますよという規定が設けられていないという背景は何かあるんでしょうか。逆に言うと、そのときの経営状況によって、条例で明記されていませんから、流動的になってしまう可能性もあるなど、職員の場合は。という危惧も片方では持つわけです。なぜ条例で明定されていないのか、明記されていないのかについてご説明いただけないでしょうか。

○ 議長（宮下 誠） 事務局長。

○ 事務局長（森下 一） ちょっとさかのぼりますけども、これは、私どもは地方公益企業法の全部を適用して、そういう企業職員という私どもの呼び名になりました。それはどこが違うかといいますと、一般の行政ですと給与条例で支給率を定めてということになります

けども、私ども企業団、全部適用をしまして、条例では給与の種類及び基準を定めればいいという、これは法律の要請でございます。それに基づいて、細かい内容につきましては企業性が出ましたので、労使での話し合いの結果を企業管理規程で規定上に載せるというのが基本的な流れでございます。今回、今、議員ご質問の、私どもは3月という規定がございましたので、そこを条例では廃止しました。その内容の配分については、これは労使で決めて、企業管理規程で企業長が定めるという、こういう仕組みになりますので、企業長が独断でそういうことを定めるということには、特にこの勤務条件についてはないというふうに、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○ 議 長（宮下 誠） 板倉議員。

○ 2 番（板倉 真也） 確認で伺いたいですけれども、前の一部組合という名称のときには条例で明記されていたけれども、企業団になったので、こういうふうになりましたということよろしいでしょうか。

○ 議 長（宮下 誠） 事務局長。

○ 事務局長（森下 一） 議員おっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

○ 議 長（宮下 誠） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議 長（宮下 誠） 特になければ、質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議 長（宮下 誠） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

それでは、採決を行います。採決は議案ごとに行います。

議案第3号、昭和病院企業団企業長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手、全員〕

○ 議 長（宮下 誠） 挙手全員と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号、昭和病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手、全員〕

○ 議 長（宮下 誠） 挙手全員と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第8 議案第5号 昭和病院企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災

害補償等に関する条例の一部を改正する条例

- 議 長（宮下 誠） 続きまして、日程第 8、議案第 5 号、昭和病院企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。企業長。

- 企 業 長（上西 紀夫） ただいま上程されました議案第 5 号につきましてご説明を申し上げます。

本案は、会計年度任用職員制度の導入に伴い、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げるフルタイム会計年度任用職員等にかかわる補償基礎額については、給料を支給される職員として、公務災害補償について常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額の例によることとする規定を追加するものでございます。

なお、本条例の施行期日は、令和 2 年 4 月 1 日を予定しております。

以上が本案の概要でございます。よろしくご審議、ご決定のほどお願い申し上げます。

以上です。

- 議 長（宮下 誠） 提案理由の説明が終わりました。
ただいまから質疑をお受けいたします。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議 長（宮下 誠） 特になければ、質疑なしと認めます。
これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議 長（宮下 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは、議案第 5 号、昭和病院企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手、全員〕

- 議 長（宮下 誠） 挙手全員と認めます。
本案は原案のとおり可決されました。



- 議 長（宮下 誠） それでは、ここで休憩をいたします。

午前 10 時 40 分 休憩

午前 10 時 50 分 再開

- 議 長（宮下 誠） それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。



日程第 9 議案第 6 号 令和元年度昭和病院企業団病院事業会計補正予算（第 2 号）

- 議 長（宮下 誠） 日程第 9、議案第 6 号、令和元年度昭和病院企業団病院事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。企業長。

- 企業長（上西 紀夫） ただいま上程されました議案第6号につきましてご説明を申し上げます。

本案につきましては、令和元年度病院事業会計予算のうち、第1点目として、薬品の購入に充てるたな卸資産購入限度額を増額するため、第2点として、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の額を改めるため、補正をお願いするものでございます。

2点目の補正におきましても、収益的収支の総額を変えず、薬品費の執行増に対応するため、同じ項内の医業費用のうち不用額が見込まれる給与費を減額し、不足が見込まれる材料費を増額できるようにするものでございます。

詳細につきましては、事務局から説明させていただきますので、よろしくご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

- 議長（宮下 誠） それでは、詳細説明をお願いします。事務局長。
- 事務局長（森下 一） それでは、議案第6号、令和元年度昭和病院企業団病院事業会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

議案第6号資料、概要の資料をごらんいただきたいと思います。冊子の次についている1枚のものでございます。補正予算書の冊子の一番最後、別刷りでA4の1枚の紙があると思いますけれども、それをごらんいただきたいと思います。

まず、1の補正の理由になりますが、高額な抗がん剤等注射薬の新規採用及び投薬量の増加に伴い、薬品の購入額及び執行額が増加し、これに対応する予算に不足が見込まれるため、補正が必要となりました。

2の補正の内容になりますが、1つは、（1）として、たな卸資産購入限度額を2億4,000万円増額するものでございます。もう1つは、（2）予算残が見込まれる給与費を材料費への流用財源とするため、議会の議決を経なければ流用することができない経費として予算で定めている職員給与費の額を減額補正するものでございます。

下の参考1の表は、職員給与費の予算科目別の内訳でございます。具体的には、項医業費用、目給与費を減額いたします。参考2の表は、給与費から材料費への流用額の内訳でございます。給与費のうち給料及び手当等を減額し、材料費の薬品費を増額いたします。

続きまして、補正予算書、冊子のほうをごらんいただきたいと思います。補正の内容に関しましては、概要を今ご説明いたしましたので、簡単にご紹介をさせていただきたいと思います。

まず補正予算書1ページになります。こちらが、今回議決をお願いする補正予算の議案本文でございます。2ページは実施計画でございます。3ページ、4ページは、財源となる給与費の明細書となります。5ページは実施計画説明書で、概要資料の参考2の表と同じものでございます。

以上が、令和元年度病院事業会計補正予算（第2号）の詳細でございます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

- 議長（宮下 誠） 提案理由の説明が終わりました。

ただいまから質疑をお受けいたします。質疑ございますか。2番、板倉議員。

- 2番（板倉 真也） たな卸資産購入限度額なんですけれども、実は昨年最終補正になりますか。それでも19億5,000万円から20億8,000万円と、1億3,000万円上がったんですね。今回は2億4,000万円。スタート時点が23億で始まったんですけども、さらに2億4,000万円プラスすると。新年度予算については、さらにまた、たな卸金額が上がっているんですね。薬品の購入費ということであつたわっていて、この予算説明資料の5ページでは、注射薬等の増と書いてあるんですけども、もうちょっと詳しくご説明いただけませんか。何か年々増加している。しかも、額は半端ではない部分がありますので、ご説明いただきたいと。

- 議長（宮下 誠） 経営企画課長。

- 経営企画課長（小林 忠幸） 薬品費の増加の内容ですけれども、まず具体的に申し上げますと、がんの化学療法の実施の件数が年々ふえておりまして、通院治療センターというところで行っているんですけども、その実施の件数がここ3年間で平均しますと10%ぐらい件数自体がふえているということがまずございます。それから、薬の新薬がどのぐらい高くなるかということで一例を申し上げますと、今年度途中で新規で採用になった薬があるんですが、そちらですと、お一人の患者さんに対しまして、年間の投与金額が1,000万円ほどふえるというような薬も中にはございます。対象の患者さんは少ないんですけども、そういったものもありますので、そういったところでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

- 議長（宮下 誠） いいですか。ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（宮下 誠） 特になければ、質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（宮下 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは、議案第6号、令和元年度昭和病院企業団病院事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手、全員〕

- 議長（宮下 誠） 挙手全員と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第7号 令和2年度昭和病院企業団構成市分賦金の額の決定について

日程第11 議案第8号 令和2年度昭和病院企業団病院事業会計予算

- 議長（宮下 誠） 続きまして、日程第10、議案第7号、令和2年度昭和病院企業

団構成市分賦金の額の決定について及び日程第11、議案第8号、令和2年度昭和病院企業団病院事業会計予算は、関連がありますので、会議規則第33条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。企業長。

- 企業長（上西 紀夫） ただいま上程されました議案第7号及び議案第8号につきまして、一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第7号、令和2年度昭和病院企業団構成市分賦金の額の決定につきましてご説明を申し上げます。

本案は、昭和病院企業団規約第14条第2項の規定により、構成市の分賦金の額を定めるもので、令和2年度の方賦金は総額15億円をお願いするものでございます。

次に、議案第8号、令和2年度昭和病院企業団病院事業会計予算につきましてご説明を申し上げます。

令和2年度の費用面では、会計年度任用職員制度の導入や医師の働き方改革の推進に伴いまして、費用の増加が見込まれます。一方、収益面に関しましては、令和2年4月に予定される診療報酬の改定はトータルでマイナス決定でございますけれども、技術料に当たる部分はプラス改定となることが決まっております。特に病院勤務医の負担軽減の観点から、急性期病院に手厚く措置されていると聞いております。当院としましては、この改定内容に的確に対応してまいりたいと考えております。また、さらに収益面では、入退院支援の充実や地域の医療機関との連携を強化し、患者の確保に努めてまいります。

当初予算の内容につきましては、まず予算第3条の収益的収入及び支出では、前年度と比較しまして7億円余りの増加、率にして4%の増加で、総額201億2,292万8,000円の収支均衡の予算でございます。

次に、予算第4条の資本的収入及び支出につきまして、資本的収入では補助金収入が主なもので、総額3,644万2,000円を計上し、一方、支出では、医療機器の更新費用を含めた建設改良費に4億6,724万4,000円を、企業債の元金償還金に4億9,392万7,000円を計上し、その他の費用を合わせた資本的支出総額は9億6,117万3,000円を計上しております。

このことに伴いまして、資本的収入が支出に対して不足する額9億2,473万1,000円につきましては、損益勘定留保資金ほかで補填することにしております。

以上が令和2年度病院事業会計予算の概要でございます。

2つの議案の詳細につきましては、事務局から説明させていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

- 議長（宮下 誠） それでは、詳細説明をお願いいたします。事務局長。
- 事務局長（森下 一） それでは、議案第7号及び議案第8号につきまして詳細説明を申し上げます。あらかじめ少し説明が長くなることをご了承いただきたいと思います。

まず、お手元の議案第7号、令和2年度昭和病院企業団構成市分賦金の額の決定についてをごらんください。

表の数値は、構成各市に負担していただく分賦金の額となっております。総額は先ほど企業長が申しあげました15億円でございます。

次に、2枚目、議案第7号資料1をごらんください。左側、(1)市別負担額では、均等割、患者割の別に各市の負担額を記載しております。右側の(2)が患者割の算定資料になります。(3)では、合計負担額等の対前年度増減を記載しております。各市の負担額の前年度増減になりますけれども、表にありますとおり4市が増額、3市が減額となっております。特に東久留米市の負担額が大きく増加しておりますのは、(2)患者割算定資料をごらんいただきますとおりでございますけれども、唯一患者数がふえており、その結果、構成市内での患者割合が0.25ポイントと大きく増加したことによるものでございます。

なお、資料1の裏面には、患者割の基礎となる年度別の患者数を掲載しておりますので、また後ほどごらんいただきたいと思っております。

次に、3枚目、資料2をごらんください。右から3列目の算定額が、繰入基準等に基づいて積算した額で、総合計が22億3,367万7,000円となり、ここから7億3,367万7,000円を調整し、今回、総額15億円をお願いするものでございます。その裏面は、項目ごとの算定額の基礎となる収入と支出の額を記載しておりますので、また後ほどごらんいただきたいと思っております。

構成市分賦金の額の決定につきましての説明は以上でございます。

続きまして、議案第8号、令和2年度昭和病院企業団病院事業会計予算につきましてご説明を申し上げます。

初めに、予算書の冊子の一番最後についていますA4、1枚の紙の資料になりますけれども、令和2年度昭和病院企業団病院事業会計予算の概要をごらんいただきたいと思っております。A4、1枚の資料になります。予算書の冊子の後についていると思っております。よろしいでしょうか。

最初に、I、収支の概要、1にあります収益的収支の予算規模でございます。事業費総額は約201億2,300万円で、収支均衡の予算となっております。令和元年度との比較では約7億8,500万円の増額になります。

次に、2、固定資産購入費でございます。MRI装置等の更新を含めた医療器械の購入費に4億円を予定してございます。

続きまして、II、事業の内容等、1、業務の予定量になります。病床数は、令和2年1月に33床を削減し、一般479床、感染症6床の合計485床でございます。

患者数は、1日当たりの平均患者数で申し上げますと、入院は405人、外来は1,035人を予定しております。現在の状況を踏まえまして、入院、外来とも前年度の当初予算と同数で計上したところでございます。1人当たりの診療単価は入院8万1,800円、外来1万9,800円としてございます。

人間ドックの1日当たりの利用者数は、1日ドックが前年度と同数、半日ドックは前年度より多くを見込んでおります。

次に、2、職員数でございます。総数で前年度より25人の増の826人としております。これ

は、先ほど定数条例のところでも申し上げました再任用職員を定数化したことによる増員でございます。なお、職種別には、病床再編に伴い、主に看護職員の定数を減員としております。

次に、3、令和2年度の主要事業等としまして、項目を列挙しております。①診療報酬改定への対応として、医師の働き方改革の推進に関する取り組み、②及び③は機器の更新及び新規導入、④、⑤は病棟再編に伴う院内整備、⑥は集患対策の取り組み、⑦としてその他となっております。

Ⅲ、主要指標等でございますが、表の2行目の給与費対医業収益比率は1.9ポイントの減少、3行目の病床利用率は予算1日当たりの平均入院患者数405人では84.6%と、33床の病床削減により5.5ポイント増加しております。

予算の概要につきましては以上でございます。

続きまして、予算書の冊子のほうのご確認をお願いしたいと思います。予算書の1ページから3ページまでが議案でございます。先ほど説明いたしました概要と重複しない部分を簡単に説明させていただきたいと思っております。

1ページは、第2条が業務の予定量、第3条が収益的収入及び支出でございます。第3条の収益的収入及び支出の事業費総額は201億2,292万8,000円で、収支均衡の予算となっております。

2ページをお願いいたします。第4条の資本的収入及び支出についてでございますが、まず資本的収入は3,644万2,000円、資本的支出は9億6,117万3,000円で、この収支の差の費用超過額9億2,473万1,000円は、第4条本文に記載のとおり、損益勘定留保資金等で補填するものでございます。

次の第5条は、一時借入金の限度額で、従前どおり5億円でございます。

次の第6条は、予定支出の各項の経費の金額の流用で、同一款内の各項間の経費につきましては、議会の議決を経ないで流用できるとしております。

次の第7条は、第6条とは逆に、議会の議決を経なければ流用することができない経費で、職員給与費と交際費がこれに該当いたします。それぞれ必要な金額を計上してございます。

3ページの第8条は、構成市の分賦金で、先ほど申し上げました繰入総額を15億円とするものでございます。

第9条は、たな卸資産購入限度額で、当院では薬品等を貯蔵品経理しておりまして、この購入限度額を29億8,000万円としてございます。

第10条は、重要な資産の取得としまして、整備予定の器械備品の中で2,000万円以上のものを記載してございます。令和2年度は、超電導磁石式全身用MR I装置一式及び注射薬自動払出装置一式を予定しておりまして、整備費用はそれぞれ1億5,000万円及び5,000万円程度を予定しております。

以上、ここまでが議決案件でございます。

続きまして、予算に関する説明書になります。

全体のページの構成でございますけれども、4ページから6ページまでが予算の実施計画書でございます。7ページが予定キャッシュ・フロー計算書でございます。8ページから14

ページまでが給与費明細書になりまして、会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、様式が一部変更になっております。続きまして、15ページが債務負担行為に関する調書、16ページ、17ページが令和2年度の予定貸借対照表、18ページ、19ページが令和元年度の予定貸借対照表でございます。20ページが令和元年度の予定損益計算書、21ページが予算に関する説明書に係る注記表となっております。

22ページからの予算実施計画説明書をごらんください。前年度との予算額の比較でご説明をいたします。

まず、収入になりますが、1行目の第1款病院事業収益は201億2,292万8,000円で、前年度より7億8,453万7,000円の増加、率にして4.1%の増となっております。この増額の主な理由は、22ページの上段、第1項医業収益の入院収益及び外来収益の増によるもので、入院収益が2億6,333万円余りの増、外来収益が5億5,827万円余りの増となっております。入院、外来ともに1人1日当たりの診療単価を増額しまして、入院の診療単価を7万9,800円から8万1,800円に、外来の診療単価を1万7,800円から1万9,800円にと、それぞれ2,000円の増額としてございます。

第2項医業外収益では、4,022万円余りの減額となっておりますが、主に23ページ、一番上の第3目補助金の減額によるものでございます。

以上、これらによりまして、前年度よりも増額の予算となっております。

続きまして、24ページをお願いいたします。支出になります。1行目の第1款病院事業費用は、収入と同額の201億2,292万8,000円で、収支均衡の予算となっております。費用の増額の主な理由は、第2項医業費用の給与費及び材料費の増によるものでございます。

目ごとの増減でございますが、第2項医業費用の第1目給与費で1億9,602万円余りの増、これは会計年度任用職員制度への移行に伴う給料、手当等の増によるものでございます。

次に、25ページになりますけども、第2目材料費で5億2,167万円余りの増となっております。これは、収入増に連動して薬品費及び診療材料費等が増となったためでございます。

次に、第3目経費で5,266万円余りの増となっております。これは委託料が増となったためでございます。

26ページになりますけど、第4目減価償却費が2,694万円余りの減となっておりますが、これは主に30年度の病院総合情報システムの購入額が予定より減額になったことによるものでございます。

27ページをお願いいたします。第3項医業外費用で4,340万円余りの増となっております。これは、第2目消費税及び地方消費税並びに第4目その他医業外費用の増加によるものでございます。

続きまして、28ページ、29ページをごらんいただきたいと思います。予算第4条の資本的収支の表でございます。

まず、28ページの第1款資本的収入の令和2年度予算額は3,644万2,000円で、前年度比較で1,275万5,000円の増となっております。これは第2項補助金の増によるものでございます。

次に、29ページ、第1款資本的支出の予算額は9億6,117万3,000円で、前年度比2億2,189

万円の増となっております。これは主に第1項建設改良費の増によるものでございます。

大変長くなりましたけれども、令和2年度予算に関する説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○ 議長（宮下 誠） 提案理由の説明が終わりました。

ただいまから質疑をお受けいたします。質疑ございますでしょうか。3番、佐藤議員。

○ 3 番（佐藤 徹） それでは、質問させていただきます。医療の器械のほうですね。器械のほうは、どういう判断で、プロセスで、高額なMRIの器械であるとか今回も購入をされるということで、病院の中ではそれぞれ皆さん、買っていただきたいものはあると思うんですけども、どういう優先順位をつけて、どういうプロセスの中でこれが決まっていっているのか。そして、その器械の保守体制、これはどういうふうになっているかということをお伺いしたいと思います。それがまず1点目です。どういうプロセスで決まっていくのかということと、どこで決められているのか。誰が判断をされて、どこで決められているのかということをお伺いしたいのと、あと器械の保守の体制はどうなっているかということと、もともと買ったときにどのくらいこれはもつということを買われるのか。あるいは新しい医療技術に対応したものが出てくれば、そういった判断がされるのか。あるいは患者のニーズも含めて、ここは新しく手当てしていかないといけないのか。その中身についてちょっとお伺いします。それが1点目です。

2点目は、医師の働き方改革の中で医師の事務所の作業補助の活用、これは具体的にどんなことを活用されるのか。あと、AIの問診導入ということになっておりますので、この件についても具体的にどういうふうにするのか。

以上2点でございます。

○ 議長（宮下 誠） 経営企画課長。

○ 経営企画課長（小林 忠幸） 最初の器械のほうのプロセス等の質問にお答えいたします。まず、大型の医療器械につきましては、放射線関係のものは大きな多額のものになりますので、そういったものはある程度計画的に、中期計画等にも計上いたしまして、計画的に更新をしております。それと、毎年度のその他の器械の更新につきましては、毎年11月に診療科の部長と院長との直接の面談がありまして、そこで各科の要望、器械の要望等を出しております。そこで最終的に我々の事務局の業務課の担当と院長とで協議しまして、その優先順位を決定して、おおむね今年度は何億の範囲内で優先順位、この器械、この器械というように予算の準備の段階で決定をしております。

それから、保守につきましてはですけども、医療機器に関しましては、大型の放射線機器に関しましては定期的な点検も必要なものですから、保守の契約をしているものも多いです。ただ、全て保守契約ではなくて、故障した際には修繕対応というような対応をしている器械も多くございます。

○ 議長（宮下 誠） 企業長。

○ 企業長（上西 紀夫） 追加しますけども、基本的には大型器械は修理不能になったときに考えます。ものすごく高い器械ですので、修理不能になると器械が動きませんので、そ

ういう情報を実際の診療の場面から出していただきます。基本的にはほとんどの機器は、長いものは20年ぐらい使っています。保守点検が、基本的には減価償却で6年とか7年ありますよね。それではとてもじゃないけど、ペイしませんし、まだ使えますので、大体そういうものの2倍から3倍ぐらい長く使って、修理をしながら変えていく。あるいはソフトみたいなものは変わっていきますので、そういうのは変えていきますが、最終的には修理不能になった段階で、もうこれはだめだということで器械を選定するというのが原則です。

以上です。

- 議長（宮下 誠） 医事課長。
- 医事課長（金井 弘子） 医師の働き方改革に関する医師事務作業補助者の業務についてですが、具体的には、外来では主に診断書を中心に業務に当たっています。また、診察のときに必要な患者様に対する検査の説明ですとか、医師とともに後日の予約の患者さんの予習等をいたしまして、速やかに医師が診療ができる体制になるように取り組んでおります。また、病棟にも医師事務作業補助者が配置されています。病棟では医師が処置をしたものを電子カルテに代行入力し、医師の業務の負担が軽減できるものを中心に業務に当たっています。今年度は、院長からの指示で、医師に対して今後アンケート調査を実施しまして、さらなる医師事務作業補助者の活用について取り組んでいくところでございます。

また、AI問診の導入についてですが、タブレット端末で患者様の症状等を問診していくもので、3,000パターン以上の疾病が登録されており、患者様が質問に対して答えていったものが全て電子カルテの中に移せるようになっております。懇切丁寧な問診となっており、患者様に対面した段階で診療が開始できるというシステムを今、構築しているところでございます。

以上でございます。

- 議長（宮下 誠） 佐藤議員。
- 3番（佐藤 徹） ありがとうございます。働き方改革のところなんですけども、実際、外科手術をされた執刀医の先生が、そのまま終わったらパソコンで入力しておられるという場面もあるかと思うんですけど、具体的にこの事務作業を担えるのかと。現実的に医師の方が本当にやられた内容をその場で終わってすぐ打ち込んでおられる場面を集中治療室で、手術室で治療された後に実際に打たれているというふうに伺っております。これがその補助の方にできるのかどうかという、これがまず1点。

もう1つは、外国人の方がこれから多くまたいろいろ入院されるケースもあると思うんですが、これももう現場では翻訳のアプリを使った、スマホのようなものを使った分で、もう既に対応されておられるのではないかと思っているんですが、何カ国語ぐらい実際入院された患者の方に直接看護師の方、あるいは医師の方がそういう体制になっているのか。

その2つをちょっとお伺いいたします。

- 議長（宮下 誠） 企業長。
- 企業長（上西 紀夫） 医師業務補助者の仕事内容ですが、先生がおっしゃったのがどういう場面かよくわかりませんが、基本的にはドクターが教えなきゃだめです。できるの

は段階があります。例えば書いていいという基本的に法律が決まっていますので、そういう中でできるものを徐々にやっていく。例えば退院をするときに退院患者さんのサマリーを書くんですが、そういうものは医師作業補助者が書いてもよろしいと。医師の指示のもとです。そういうことをやると、ドクターが一々自分で文章を書く必要はありませんので、そういうことを少しずつ訓練していく。そういう中から少しずつ医療に関する知識をふやしていくということになります。基本的に指示は書けませんので、そういう事務的な作業を徐々に教えながら始めていく。多分最初はかなり大変だと思います。ある程度覚えれば、作業事務の方もなれてくると、非常にスムーズにいくと思います。

それからもう1つは、今度、入退院センターを別につくります。今までは検査の説明だとか、いろんな説明は各ブースで外来でやっていたんです。それだけ人がとられます。それだけ無駄が多いので、それを集中的に1カ所で説明する。レントゲンの検査とか、内視鏡の検査とか、そういうやり方を全部1カ所で説明することによって、各ブースでやっていた医療作業事務者の方々の仕事が減りますね。そういう方々を病棟に配置するとか、より効率的にやることによって、ドクターもそうですし、それから、そういう医療職の方々の働き方改革にもなるだろうというふうに考えて、今、作業をしているところです。

外国人に関しては、今、ポケットクとかいろんな器械がありまして、それを活用してやっています。何か国来ているかすぐに答えられませんが、かなりの方が来ていますが、何とか対応できていると思いますし、こういう器械は多分どんどん発達していきますので、それに応じて適切な数をそろえていきたいというふうに考えております。

以上です。

○ 議長（宮下 誠） ほかにございますか。2番、板倉議員。

○ 2番（板倉 真也） 予算の資料でちょっとご説明いただきたい部分がございます。

10ページの初任給の部分ですね。要するに公立昭和病院に必要としているお医者さんとか看護師さんなどが入っていただけるかどうかという部分なんですけれども、この初任給のところ、右側は国の制度ってありますよね。多分左側が公立昭和病院の部分かなと見るんですけども、国の制度というのは国の基準というふうに伺っていいんでしょうか。要するに、国の基準に比べて公立昭和病院のほうは額が少ないというふうに私は読み取ってしまうんですね。この表だけ見ると。そうすると、給料が低いというふうに見てしまっていて、必要な人材も確保できないのではないかという思いにもなるので、ちょっとそこを説明いただきたいということなのであります。

その上の職員1人当たりの給与を見ると、平均年齢が変わっていますから、これで見ると、平均給料は上がっていて、時間外が減ってきているというように読み取れるんですね。要するに働き方改革で平均給与は減っているけれども、月額平均給料は若干ふえているんじゃないかと読み取れるんですけども、ただ、基本となる初任給についてどうなっているのかというのは、ちょっとこの国の基準というふうに見て取ると、国の基準よりも低いんじゃないかというふうに見取れるので、ご説明いただきたいということなんです。

あと、その前の9ページのところでは手当等があって、先ほど職員の手当については条例

で制定されていないということを言いましたよね。変更前は、期末と勤勉がこのようになっていたのが、変更後は期末手当から勤勉手当に支給が厚くなったと。ただ、条例でうたわれていないから、要するに議会側ではある意味では議決状況には入ってこないということがわかったということで、ちょっとその部分は私の危惧するところでありましてけれども、先ほどの初任給についてご説明いただけるでしょうか。

○ 議 長（宮下 誠） 事務局長。

○ 事務局長（森下 一） ただいまの板倉議員さんのご質問で、10ページの初任給の表でございます。これは国家公務員の基準と私どもの初任給基準を比較したものということでご理解いただきたいと思います。国のほうが若干給料だけを比較すると、この表だけを見ると、そういうふうな状況ではありますけれども、その他、私どもは東京都基準で一般職全部を現時点では運用しております、その他手当等を単独で支給して、国よりも増額しているところもございますので、必ずしも給料だけの比較ということで、人材確保は十分ではないということは必ずしも当てはまらないのかなというふうに思っています。その中で、この上の先ほど1の表で板倉議員さんがおっしゃっていましたように、給料は平均年齢が変わると下がりますから、そういった状況はここが示しているとおりでございますけれども、その平均給与はそれに応じて若干増減しておりますけれども、手当等を支給されて、これは国との比較はございませんけれども、ある月をとっての前年度の比較としてはこの表のとおりでございまして、少しずつ働き方改革を進めている状況があらわれているのかなというような気はしておりますけれども、ご理解をいただきたいと思います。

それから、13ページの期末・勤勉手当につきましては、議員おっしゃるとおり、私どもは基準条例ですので、この内容につきましては企業長の定める企業管理規程で定めることとなります。あくまでも企業長単独ではございません。労使との話し合いの中での設定というふうになりますので、ご理解いただきたいと思います。ここでは期末・勤勉の合計ですので、この支給率になるということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○ 議 長（宮下 誠） 板倉議員。

○ 2 番（板倉 真也） 10ページの初任給だけ伺いたいですけれども、東京都の基準で公立昭和病院は今、対応しているということなんですけれども、東京都内の同規模の医療機関の中では、公立昭和病院の初任給の額というのはどの程度の位置になるのでしょうか。近隣で民間病院などもありますけれども、比較されていることはあるのでしょうか。

○ 議 長（宮下 誠） 事務局長。

○ 事務局長（森下 一） 民間での比較というのは特に私どもできておりません。特に三多摩公立の病院とは比較をさせていただいておりますけれども、医療職ですとかの表というのは、市単独よりもむしろ東京都の給料表を引用しているところが多くございまして、大部分が都基準となっております。私どもはその内容で都基準での初任給の設定となっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

- 議 長（宮下 誠） ほかにございますでしょうか。5番、佐藤議員。
- 5 番（佐藤まさたか） 1点伺います。患者、入院も外来もなんですけども、1人のいわゆる診療費を2,000円増で見込むという、その考え方をですね。つまり、実績としてこうだということはわかるんですけど、当然それがないと予算が立たないので、立てるんですけども、今の金額に対して2,000円上げるという、それはどういう算定でこういう数字が出てくるのかというのを伺いたいと思います。

○ 議 長（宮下 誠） 経営企画課長。

- 経営企画課長（小林 忠幸） 単価につきましてのご質問ですけれども、入院、外来それぞれ2,000円、今回上げておりますが、今回につきましては特に診療報酬の改定ということもかなり念頭には置いておまして、特に入院のほうになります。先ほど企業長からも話があったと思いますが、技術料の部分では0.55%のプラスということになっています。全体としてはマイナス0.45%、薬剤はマイナス1.0%という今回の改定になっております。それに対しまして当院につきましては、薬剤の改定の影響よりも本体にプラスの影響のほうが大きいだろうというふうに考えております。特に入院の基本料の関係では、昨今の新たな改定の情報も踏まえますと、かなり上がると見込んでおまして、約2,000円上昇のうち、70%ぐらいは改定で上がるという見込みをしております。

それから、薬剤につきましても、例年改定があっても上がっていく。もちろん使用量、新薬等の関係がありますので、そういった部分でもふえると見込んでおります。

外来につきましては、薬品の影響がこちらのほうはもっと大きくて、昨年度は2,000円以上増加、薬品の部分だけで上がっているという状況がありますので、今回は2,000円ということで見込ませていただいております。

そのほか、診療報酬改定に絡みまして、先ほど院長から話がありました入退院支援の関係で、いろんな指導料とか加算も多少見込めると思っておりますので、その部分も入院、外来それぞれに少し加算しております。

単価の上昇につきましては以上になります。

- 5 番（佐藤まさたか） ありがとうございます。

- 議 長（宮下 誠） いいですか。

ほかに質疑ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議 長（宮下 誠） 特になければ、質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議 長（宮下 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは、採決を行います。採決は議案ごとに行います。

議案第7号、令和2年度昭和病院企業団構成市分賦金の額の決定についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手、全員〕

- 議長（宮下 誠） 挙手全員と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第8号、令和2年度昭和病院企業団病院事業会計予算の採決を行います。
お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手、全員〕

- 議長（宮下 誠） 挙手全員と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

-
- 議長（宮下 誠） それでは、ここで休憩をいたします。

午前11時34分 休憩

午後0時04分 再開

- 議長（宮下 誠） それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

-
- 議長（宮下 誠） 以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして、令和2年昭和病院企業団議会第1回定例会を閉会いたします。

閉会時刻は12時04分となります。お疲れさまでした。

午後0時04分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

昭和病院企業団議会議長 宮 下 誠

議員 板 倉 真 也

議員 友 野 和 子